

軽油引取税特別徴収義務者の県税徴収確保指導推進事業 補助金交付要綱

昭和60年6月1日 制定

平成11年4月1日 全部改正

平成26年5月27日 一部改正

(趣旨)

第1 知事は、軽油引取税の適正な徴収の確保を図るため、特別徴収義務者及び石油製品販売業者等、当該税の納税や適正な軽油の流通と深く係わりを有する者を構成員とする団体が当該税の適正な納税及び軽油の品質の確保等を目的として行う指導啓発事業及び、会員への販売軽油等試買検査事業(以下「補助対象事業」という。)に対し、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)の定めるところによるもののほか、この要綱の定めるところにより補助金を交付することができる。

(補助金の交付申請)

第2 第1に規定する補助金を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、規則第4条に定めるところにより、次の申請書及び添付を要する書面を知事に提出しなければならない。

- ・ 補助金交付申請書(様式第1号)
- ・ 事業計画書(様式第2号・様式第2-1号)
- ・ 収支予算書(補助対象事業を明示したもの)

(補助金の交付決定)

第3 知事は第2に定める書面をもって補助金の交付申請があったときは、規則第5条に定める審査等を行い、当該補助対象事業を実施するに欠くことのできないものと認められる事業費の一部について、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第4 規則第6条の規定による補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業の内容を変更する場合(知事が定める軽微な変更は除く。)は、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けること。
- 二 販売軽油の品質確保を目的として行う軽油試買検査事業の実施予定に変更が生じた場合は、試買検査事業実施予定変更届出書(様式第3-1号)を提出するものとする。
- 三 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、補助事業廃止(中止)承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。

四 販売軽油の品質確保を目的として行う軽油試買検査事業実施の際、混和等不正な品質の軽油を発見したときは、速やかに通報するとともに、軽油等試買分析検査異常発見通報書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

五 販売軽油の品質確保を目的として行う軽油試買検査事業にあつては、第6に規定する実績報告のほか、毎月末までの調査の結果を、軽油等試買分析検査月別結果報告書（様式第6号・様式第6-1号）により翌月10日までに知事に提出するものとする。

六 試買検査を目的に購入し、検査を終えた検査済軽油の処理は、信用のおける処理業者に処理を委託する等の方法で確実に処理を行うこと。

（補助金の交付時期）

第5 補助金は、事業完了後確定のうえ交付するものとする。

ただし、知事が必要と認めたときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第6 補助事業者は、第1に規定する補助事業が完了したときは、規則第12条の規定に基づき、その旨を次の報告書及び添付を要する書面により、知事に報告しなければならない。

- ・ 事業実績報告書（様式第8号）
- ・ 事業内訳書（様式第9号）
- ・ 事業収支報告書（補助対象事業を明示したもの）

附則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。